

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～建設業法違反行為～

北海道開発局は、大和技建株式会社が建設業法の規定に違反し、北海道知事から監督処分を受けたことから、指名停止 6 週間の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号に該当）

大和技建株式会社は、管工事業の建設業許可を有しないにもかかわらず、建設業者発注の「社員寮エアコン設置寒冷地仕様に更新工事」を税抜価格 13,500,000 円で受注しました。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、令和 7 年 10 月 1 日、北海道知事から監督処分（営業停止 7 日間）を受けたことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
大和技建株式会社	札幌市東区北 2 6 条東 1 4 丁目 1 番 1 号 西村ビル 3 F

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 1 1 月 1 4 日～令和 7 年 1 2 月 2 5 日（6 週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 3 号

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課 長 補 佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 上 席 専 門 官 水野 史朗（内線 5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

